

栄高第854号
令和7年9月29日

運営法人 代表者様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

栄区高齢・障害支援課長

令和7年度認定調査員新規研修（11月）の実施について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

毎年、実施しております認定調査員新規研修を開催します。つきましては、貴事業所に所属する介護支援専門員の受講について、ご配慮くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

1 対象者

次の3つの要件をすべて満たす方

- (1) 研修実施日時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員
- (2) 平成21年1月以降に行われた、平成21年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- (3) 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

2 日 時

令和7年11月7日(金) 10時00分から16時45分(9時30分受付開始)

※現在、介護支援専門員実務研修を受講中の方は、研修修了後でないと本研修は受講できません。

3 会 場

会場名：栄区役所新館4階8・9号会議室

住所：横浜市栄区桂町303番地の19

4 受講内容

別紙「認定調査員新規研修カリキュラム」のとおり

5 受講申込

電子申請届出システムより申請

令和7年10月9日(木)～10月31日(金)

6 研修当日に持参する物

- (1) 介護支援専門員証
- (2) 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員であることが証明できる書類（職員証、社員証等）
- (3) 筆記用具

※研修当日に受講資格の確認をいたします。また、研修当日に配布する「研修受講票」に、事業所名、事業所番号、介護支援専門員登録番号、介護支援専門員証有効期間満了日を記載いただきます。

【裏面あり】

7 その他

- (1) 本研修は、「認定調査員研修実施要綱」(厚生労働省)により規定された研修であるため、全課程を修了しない場合(遅刻又は早退等)は、認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。
 - (2) 研修日の翌日から3日間の間(土日祝除く)に研修主催者が受講確認をします。研修主催者から連絡等がなければ、研修日の翌日から4日後(土日祝除く)から調査に従事できます。
ただし、研修当日に、不足書類がある場合は、必要書類が確認できるまでの間、認定調査に従事いただくことはできません。
- 【例】11月7日が研修日の場合、11月10日～11月12日に受講確認、11月13日から調査可。
- (3) 研修テキスト等は、研修当日に配布します。
 - (4) 会議室内での軽い飲食は可能ですが、飲食に伴うごみはお持ち帰りください。
 - (5) ご不明な点がございましたら、本市ホームページ掲載のQ&Aをご確認の上、お問い合わせください。

◆電子申請届出システムURL

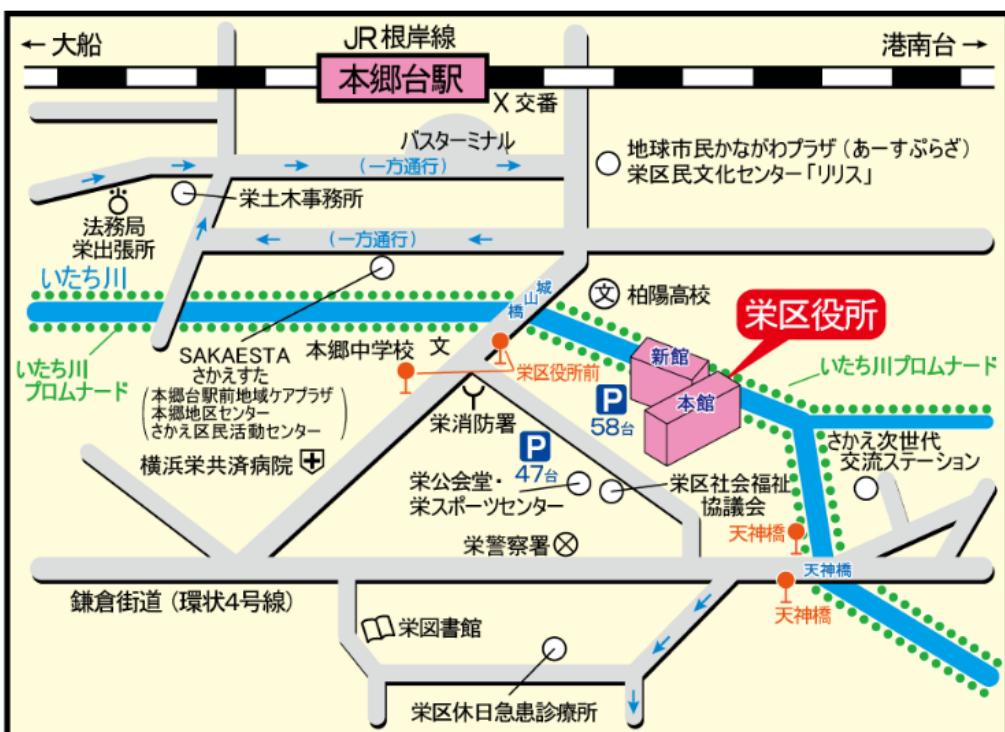
申込期間：令和7年10月9日(木)～10月31日(金)

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9997bc13-afb5-4449-9acd-b0046dd6d298/start>

二次元コードからもアクセス可能です



◆研修会場案内図



担当 横浜市栄区高齢・障害支援課介護保険担当

TEL: 045-894-8547

E-mail: sa-kaigo@city.yokohama.lg.jp